

条例を構成する項目

前文

・まちの成り立ちと時代認識

①目的

・市民による自治のまちづくりを進めること

②定義

・市民、参画、協働など
言葉の定義

③自治の基本理念

・情報共有 ・参画 ・協働 ・熟議

④市民の権利及び責務

- ・市政やまちづくりの情報を得る権利
- ・市政やまちづくりに参画する権利
- ・参画に当たり、自らの発言と行動に責任を持つ責務
- ・協働のまちづくりに当たり、相互理解を深め、自発性及び自主性を尊重する責務
- ・子どもが有する権利及び責務

⑤事業者の権利及び責務

- ・市民としての権利及び責務、まちづくりの推進に寄与する責務

⑥市議会及び市議会議員の責務

- ・別に定める予定

⑦行政の責務

- ・市民による自治の推進の支援、協働のまちづくりの推進
- ・行政職員が下記の事項を果たせるような組織の体制づくり

⑧行政職員の責務

- ・職務に対する責任感、公正かつ公平な考え等
- ・市民との良好な関係を構築
- ・担当業務に関する知識等の向上、柔軟な発想等
- ・まちづくりを横断的に支援する力等の養成

⑨・⑩情報共有

- ・情報の公開及び発信
- ・個人情報の保護

⑪～⑭参画

- ・参画の保障
- ・市民意見聴取プロセス
- ・附属機関等
- ・住民投票

⑮～⑰行政運営

- ・総合計画
- ・行政評価
- ・財政

⑱地域コミュニティ

- ・地域コミュニティの重要性、地域コミュニティにおける活動の活性化
- ・市民活動団体への加入及び参加
- ・地域コミュニティにおける関係づくり
- ・地域コミュニティの活動への行政による支援

⑲くらしやすい地域

- ・共助の精神及び熟議の姿勢、くらしやすい地域づくり
- ・法令遵守について周知・啓発等

⑳健康にくらせるまち

- ・主体的な健康づくり
- ・健康を支えるための支援

※番号は、条文の条番号を示しています。

前文

※調整中

①目的

本条例は、本市における自治の基本理念や基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政のそれぞれの権利や責務を定めることにより、市民による自治のまちづくりを進めることを目的とする。

②定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (3) 子ども 出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある市民をいう。
- (4) 事業者 事業を営む個人及び法人をいう。
- (5) 市民活動団体 公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む、地縁や共通の関心によってつながった非営利の活動を行う団体をいう。
- (6) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (7) 参画 意見の表明や提案を行うなど具体的な行動を通じて、市政やまちづくりなどに主体的に参加することをいう。
- (8) 協働 立場や特性の異なる様々な主体が、対等な立場に立ち、目的や課題を共有し、お互いを認め、理解し合い、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携することをいう。
- (9) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいう。
- (10) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていこうと取り組むことをいう。
- (11) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会、またそれに関わる市民の集団のことをいう。
- (12) シチズンシップ 社会を構成する一員として、一人ひとりが持つより良い社会をつくっていくための当事者意識や行動力をいう。

③自治の基本理念

市民による自治のまちづくりを進めるために、本市に関わる全ての主体が共有する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政やまちづくりに関する情報を収集及び発信し、共有すること。
- (2) 市政やまちづくりについて、学び、関心を持ち、シチズンシップを高め、積極的に参画すること。

- (3) 協働により相乗効果を発揮し、まちづくりを行うこと。
- (4) 参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねること（熟議）を基本とすること。

④市民の権利及び責務

- 1 市民は、市政やまちづくりの情報を得ることができる。
- 2 市民は、市政やまちづくりに参画することができる。
- 3 市民は、市政やまちづくりに参画するに当たっては、他者への理解の姿勢を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努める。
- 4 市民は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、お互いを理解するとともに、自発性及び自主性を尊重するよう努める。
- 5 子どもは、年齢や成長に応じて、第1項から第4項までの権利及び責務を有する。

⑤事業者の権利及び責務

事業者は、④第1項から第4項までの権利と責務を有するほか、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努める。

⑥市議会及び市議会議員の責務

市議会及び市議会議員の責務は、別に定める。

⑦行政の責務

- 1 行政は、市民による自治の推進を支援するとともに、協働によるまちづくりの推進に努める。
- 2 行政は、行政職員が⑧に定める事項を果たせるような組織の体制をつくるよう努める。

⑧行政職員の責務

- 1 行政職員は、職務に対しての責任感や本市をより良くするという意識を持つとともに、公正かつ公平な姿勢で全体の奉仕者として、職務を遂行しなければならない。
- 2 行政職員は、市民と積極的に交流・意見交換する機会を持ち、良好な関係を築くよう努める。
- 3 行政職員は、担当業務に関する知識・技術を向上させるとともに、前例にとらわれない柔軟な発想を持ち、市民の目線に立った上で職務を遂行するよう努める。
- 4 行政職員は、市民との良好な関係づくりや市民が行うまちづくりを横断的に支援するために必要な知識・能力を向上させるよう努める。

⑨情報の公開及び発信

- 1 行政は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、行政が保有する情報の公開を推進するよう努める。
- 2 行政は、法令に反しない範囲で、行政が保有する情報が有効に活用されるよう、環境整備に取り組むよう努める。

- 3 行政は、市政やまちづくりに関する情報を発信するに当たっては、市民が必要とする情報を把握するとともに、多様な手法を活用し、効果的に行うよう努める。
- 4 市民は、市政やまちづくりに関する情報を積極的に交換し、共有するよう努める。

⑩個人情報の保護

行政は、信頼される市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じなければならない。

⑪参画の保障

- 1 行政は、多様な手法を用いて、市民の市政やまちづくりへの参画の機会を確保するよう努める。
- 2 行政は、市民の参画をより進めるため、市民の市政やまちづくりへの関心や、シチズンシップの向上につながるような機会の確保に努める。

⑫市民意見聴取プロセス

行政は、重要な政策の策定等に当たっては、別に定めるところにより、市民から広く意見を公募する手続を実施し、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければならない。

⑬附属機関等

行政は、別に定めるところにより、条例に基づき審議会等の附属機関を設置するほか、必要に応じて懇話会等を設置し、市民の市政への参画の機会を確保するよう努める。

⑭住民投票

- 1 公職選挙法に定める尼崎市の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の定めによる請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 3 住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする。
- 4 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に定める。

⑮総合計画

市長は、総合計画を定め、これに即して、総合的かつ計画的な行政運営を図らなければならない。また、総合計画の策定に当たっては、市民の参画を得て、意見を聴かなければならない。

⑯行政評価

市長は、効果的・効率的な行政運営を行うため、行政評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を施策及び事業に適切に反映させなければならない。

⑰財政

- 1 市長は、自主自律の行政運営を行うため、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。
- 2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

⑱地域コミュニティ

- 1 地域コミュニティは、まちづくりを進める上での基盤となるもので、非常に重要であることから、市民及び行政は、協働し、地域コミュニティにおける活動の活性化に取り組むよう努める。
- 2 市民個人は、地域コミュニティの意義と役割について理解を深め、市民活動団体への加入や同団体が行う活動に参加するなど、地域コミュニティを守り育てるよう努める。
- 3 市民活動団体は、市民個人や他の市民活動団体間のつなぎ役となり、地域コミュニティにおけるつながりを深めることで、それぞれの能力を活かせるような関係づくりに努める。
- 4 行政は、市民による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、尼崎市役所支所設置条例に掲げる地区ごとに積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努める。

⑲くらしやすい地域

- 1 市民は、法令を遵守するとともに、共助の精神と熟議の姿勢を持ち、互いにくらしやすく、秩序のある平和な地域づくりに取り組むよう努める。
- 2 行政は、法令遵守について、周知及び啓発を行うよう努めるとともに、前項に掲げる取組を支援するよう努める。

⑳健康にくらせるまち

- 1 市民は、生涯にわたりいきいきと社会に参画できるよう、健康な生活習慣の重要性について関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚するとともに、主体的な健康づくりに努める。
- 2 行政は、市民の健康を支えるための支援に努める。

㉑条例の見直し

市長は、本条例の施行後、5年を越えない期間ごとに、本条例に基づく取組状況について調査し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。